

中京キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した中京キャッシュカード、貯蓄預金について発行した中京キャッシュカード、および同一通帳の普通預金と貯蓄預金について発行した普通預金・貯蓄預金兼用の中京キャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して、普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当行の現金自動預入払出兼用機(以下「預入払出機」といいます。)を使用して預入資金を当行所定の預金口座からの振替えにより払出し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合
- ⑤ その他当行が定めた取引を行う場合

なお、当行所定の取引には、後記6に規定する総合口座取引の定期預金の取扱いを含みます。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 当行および入金提携先の預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行および入金提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または入金提携先が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 当行および出金提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、出金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当行が定めた金額の範囲内とします。書面その他の当行所定の方法により個別に限度額契約を登録された場合は、登録金額の範囲内とします。
- (3) 当行および出金提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と後記7の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (預入払出機による振替入金)

- (1) 当行の預入払出機を使用して振替入金をする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機に払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、預入払出機の画面に表示された振替依頼内容等を確認のうえ、確認操作をしてください。確認操作されたあとは、預入払出機による振替の訂正・取消はできません。訂正・取消が必要な場合には、銀行窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。

(3) 預入払出機による振替は1円単位とし、1回および1日あたりの振替入金は、当行の定めた金額の範囲内とします。

6. (預入払出機による総合口座取引の定期預金の取扱い)

(1) 総合口座取引の普通預金について発行したカードに限り、当該総合口座取引の定期預金について当行の預入払出機を使用して定期預金の解約予約および支払・解約を行い、満期日（満期日が銀行休業日の場合は翌営業日）または解約日に元利金を当該総合口座取引の普通預金口座に振替えることができます。ただし、この取扱いの対象となる定期預金の種類は当行が定めるものとします。

(2) 前記(1)に定める取扱いを行う場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機にカードおよび対象の定期預金通帳を挿入し、届出の暗証、対象の定期預金の預入番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

(3) 前記(1)、(2)に定める取扱いについては、対象の定期預金の満期日までの当行所定の期間に限り行うことができます。また、1回あたり1日あたりの取引可能金額は、当行所定の元金合計額の範囲内とします。

7. (自動機利用手数料)

(1) 入金提携先の預金機を使用して預金を預入れする場合、また当行および出金提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合には、当行および提携先の所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 前記(1)の自動機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3) 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

8. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金)

(1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を確認書類とともに届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人カードにより振替入金をするときは、振替入金口座は本人名義の口座に限ります。

(4) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

9. (預金機・支払機・振込機・預入払出機故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いはできません。

(2) 停電、故障等により支払機および預入払出機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻しおよび振替入金することができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはできません。

(3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前記(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはできません。

10. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じです。）、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたとき、または当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、および振込手数料金額は合計額をもって記入します。入金提携先での預入れの場合、預入金額と自動機利用手数料はそれぞれ記入します。

11. (カード・暗証の管理等)

(1) 当行は、支払機・振込機・預入払出機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻し、各種サービスの取扱いを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。なお、この届出の前に生じた損害については、後記12、13に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

(3)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13. (盗難カードによる払戻し等)

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当行に対し警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前記(1)、(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんの責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

14. (暗証番号変更サービス)

(1)暗証番号変更サービスとは、当行の支払機を利用して、カードの暗証を変更するサービスです。

(2)このサービスを利用する場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用は避けてください。なお、当行の普通預金規定、貯蓄預金規定および中京総合口座規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。

15. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の書面によって当行に届出てください。

16. (カードの再発行等)

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

17. (預金機・支払機・振込機・預入払出機への誤入力等)

当行の預金機・支払機・振込機・預入払出機の使用に際し、届出の暗証または金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、入金提携先の預金機、出金提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の当行、入金提携先、出金提携先およびカード振込提携先の責任についても同様とします。

18. (解約、カードの利用停止等)

(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店のほか当行本支店に返却してください。なお、当行の普通預金規定、貯蓄預金規定および中京総合口座規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店のほか当行本支店に返却してください。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①後記 19 に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定、中京総合口座規定、中京生活カード規定、貯蓄預金規定、振込規定およびカードローン契約規定により取扱います。

21. (規定の変更)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上